国外財産調書の提出制度について

居住者（「非永住者」の方を除きます。）の方で、その年の 12 月 31 日において、国外財産の価額の合計額が 5,000 万円を超える方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書（以下「国外財産調書」といいます。）を、翌年の３月 15 日までに、住所地等の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（平成 26 年 12 月 31 日において、国外財産が 5,000 万円を超える方の国外財産調書の提出期限は、平成 27 年３月 16 日（月）となっています。）。

なお、国外財産調書の提出に当たっては、別途、「国外財産調書合計表」を作成し、添付してください。

※　国外財産調書（合計表）の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

○　国外財産調書の提出制度には、適正な提出を確保するため、以下のインセンティブ措置等が設けられています。

①　国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、その国外財産に係る過少申告加算税等が５％軽減されます。

②　国外財産調書を提出期限内に提出しなかった場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その国外財産に関して所得税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税等が５％加重されます。

③　国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、１年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることがあります。ただし、提出期限内に提出しなかった場合については、情状により、その刑を免除することができることとされています（※）。

※　平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に係る違反行為について適用されます。

国外証券移管等調書制度について

平成26年度税制改正において、国境を越えて有価証券の証券口座間の移管を行った場合に調書の提出を義務付ける「国外証券移管等調書制度」が創設されました。

【制度の概要】

金融商品取引業者等は、その顧客からの依頼により国外証券移管等をしたときは、その国外証券移管等ごとに、その顧客の氏名又は名称及び住所、その国外証券移管等をした有価証券の種類及び銘柄等の一定の事項を記載した調書（国外証券移管等調書）を、その国外証券移管等をした日の属する月の翌月末日までに、その国外証券移管等を行った金融商品取引業者等の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされました。

本制度の対象となる「国外証券移管等」とは、次の「国外証券移管」又は「国外証券受入れ」をいいます。

①　「国外証券移管」とは、金融商品取引業者等が顧客の依頼に基づいて行う国内証券口座から国外証券口座への有価証券の移管をいいます。

②　「国外証券受入れ」とは、金融商品取引業者等が顧客の依頼に基づいて行う国外証券口座から国内証券口座への有価証券の受入れをいいます。

非居住者又は外国法人に対して給与・報酬等の支払をする場合の支払調書の提出について

非居住者又は外国法人に対して、国内において行う人的役務の提供の対価として、給与・報酬等の支払をする場合には、「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」又は「非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書」を提出する必要があります。ただし、支払金額が年間50万円以下の場合は提出の必要はありません。

なお、日本と情報交換の規定を有する租税条約等を締結している各国等（27ページ 日本と情報交換の規定を有する国・地域の一覧 を参照）に住所がある方の支払調書については、２枚提出してください。